様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年　　６月　　30日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃびーえす・ふぁくとりー  一般事業主の氏名又は名称　株式会社ビーエス・ファクトリー  （ふりがな）こづか　やすゆき  （法人の場合）代表者の氏名 小塚　泰之  住所　〒983-0047  宮城県仙台市宮城野区銀杏町35-8小野ビル1階  法人番号　6370001045233  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ビーエス・ファクトリーが目指すSDG・DX推進 | | 公表日 | 2025年　　1月　　10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法】ホームページ  【公表場所】ビーエス・ファクトリーにおけるDXの取り組みについて  URL記載https://www.buildsendaifactory.com/sdgs/ | | 記載内容抜粋 | 建設業界において人手不足や技術者の高齢化が進んでおり、近い将来現状の施工体制を維持していくことが困難になることが予想されます。その中でも近年デジタル技術を有効活用することによる労働生産向上・品質の向上を実現している企業が増えてきており当社としても企業活動のステップアップの為にデジタル技術を用いた変革をしていくことが建設業界の課題を解決していく要素であると認識しております。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会に準ずる機関である実務執行総括責任者において承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ビーエス・ファクトリーが目指すSDG・DX推進 | | 公表日 | 2025年　　1月　　10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法】ホームページ  【公表場所】ビーエス・ファクトリーにおけるDXの取り組みについて  URL記載https://www.buildsendaifactory.com/sdgs/ | | 記載内容抜粋 | (補足)チャットツールの活用による情報共有の簡略化、迅速化を実現。ペーパーレス化による紛失と劣化のリスク回避の実現。勤怠管理や顧客管理の自動化の実現。例えば、各現場の状況などを全社員が把握出来るよう進捗などの情報共有をし、それにより適正な人員配置を迅速におこない生産性を向上させていきます。  従業員の業務軽減、業務プロセスの最適化と生産性向上施工における品質向上の観点よりICT機器やITツール・ソフトの活用による働き方を変革します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会に準ずる機関である実務執行総括責任者において承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 【記載箇所】DX人材育成・体制・組織 | | 記載内容抜粋 | 代表取締役社長を筆頭にデジタルツール活用に向けた社内研修や勉強会を定期的に行うことで社員の意識を高めていきます。  デジタル機器やソフト導入時に必要に応じ操作指導、講習を受けスキルアップにつなげます。  (補足)ホームページの整備、情報発信を定期的に行い、自社の認知度、業界のイメージアップを図り人材確保に取り組みます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 【記載箇所】データやデジタル技術活用環境の整備 | | 記載内容抜粋 | 全社員で情報の発信、共有の出来る環境の整備をおこないます。  ・全社員に情報端末の配布。  ・セキュリティ対策を含めたネットワーク整備(社内Wi-Fi化)  (補足)ブラックボックスの障壁となりうるレガシーシステムの刷新を進めていきます。その他デジタル技術に必要な予算配分も増加していく方針です。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ビーエス・ファクトリーが目指すDX推進 | | 公表日 | 2025年　　1月　　10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法】ホームページ  【公表場所】ビーエス・ファクトリーにおけるDXの取り組みについて  URL記載https://www.buildsendaifactory.com/sdgs/ | | 記載内容抜粋 | まずは社員全員がデジタルに慣れる、使っている企業を目指します。  １：チャット機能利用率１００％  ２：ペーパーレス化、紙使用５０％削減  ３：インターネットからの新規お客様問い合わせ１０％向上 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　　1月　　10日 | | 発信方法 | 【発信方法】ホームページ  URL記載https://www.buildsendaifactory.com/sdgs/ | | 発信内容 | 近年、急速に発展しているデジタル技術を活用し、当社の社訓の一つにある「安心」を強化、実現させます。  全社員でスマートフォン端末にてビジネスチャット機能を取り入れ情報共有をし取組んで参ります。  今後は推進状況や取組み状況を随時発信していきます。  代表取締役社長　小塚　泰之 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　　11月頃　～　実施中 | | 実施内容 | DX推進指標自己診断入力サイトから提出 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　　2月頃　～　実施中 | | 実施内容 | SECURITY　ACTION制度に基づき２つ星の自己宣言を行いました。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。